

1 平成 29 年度第 4 回小城市環境審議会 議事録

日 時 平成 29 年 12 月 21 日（木）13：30～16：00

場 所 小城市役所西館 2 階大会議室

出席委員 染谷会長、渡辺委員、牧瀬委員、橋本委員、下村委員、森永委員、井澤委員、御厨委員

関係課出席者 農林水産課、農村整備課、建設課、下水道課、まちづくり推進課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化課

事務局 市民部長、環境課長、中継センター長、環境副課長、環境係長、廃棄物対策係長、環境係員、廃棄物対策係員、

以下議事録

本日の審議事項は第 1 次小城市環境基本計画の進捗状況の報告と第 2 次小城市一般廃棄物処理基本計画の策定についてです。

第 1 次小城市環境基本計画

事務局：環境基本計画は 5 つの基本目標ごとに進捗状況を報告いたします。

基本目標

すぐれた自然環境と多様性豊かな生態系の保全

目標

希少な動植物の生息、生育環境が保全されていること及びすぐれた自然環境の活用、利用者が増加する。

基本的施策	指標	実績 (28 年度)
すぐれた自然環境の保全、活用	生活環境保全林内施設の年間利用者数 (八丁グリーンカルチャーセンター、キャンプ場)	734 人
多様性豊かな生態系の保全、再生	有明海クリーンアップ事業の参加者数（県累計）	3,000 人 (小城市 199 人)
	市民の「森林保育・里山づくり活動」の参加者数	67 人

基本目標

清くさわやかな生活環境の確保

目標

生活環境に係わる環境基準を満足し、かつ環境質が現状より悪化しないこと
ごみ減量、循環型社会の構築を目指し、1人1日あたりごみ排出量の現状維持

基本的施策	指標	実績 (28年度)
生活環境の保全	公共用水域（河川）の環境基準達成率（BOD）*	100%
	汚水処理人口普及率	76.9%
4R及び適正なごみ処理対策の推進	1人1日のごみ平均排出量	743 g/人・日
	資源物回収量（年）	2,024 t

※BOD：河川水中の有機物の量を示す指標の一つで、数値が大きいほど水質が汚濁傾向にあることを示します。

基本目標

家庭から始める地球環境保全行動の推進

目標

小城市のエネルギー消費量を現状より削減する
小城市の温室効果ガス排出量を現状より削減する

基本的施策	指標	実績 (28年度)
省資源・新エネルギー行動の推進	太陽光発電の設置件数（累計）	2,022 件* (H28年11月 末時点)
様々な地球環境保全対策の推進	維持管理の行われた森林面積(累積)	433.80 ha

※小城市内における太陽光発電システム（低圧連系）の設置件数

基本目標

歴史文化と共生する快適な住環境の創造

目標

市民がまちなみの美しさ、快適さに満足していること

市民が本市の歴史文化の保存や活用状況に満足していること

基本的施策	指標	実績 (28年度)
美しく潤いのある環境の保全	「まちなみの美しさとゆとり」に満足している人の割合（アンケート調査 満足 やや満足の割合）	34.1%
	街路樹整備延長	1,091 m
	建築協定締結件数	2 件
歴史的・文化的環境の保全、活用	「歴史的・文化的雰囲気」に満足している人の割合（アンケート調査 満足 やや満足の割合）	34.1%
	文化財の修復件数（累積）	14 件

基本目標

環境を守り活かす地域づくりの推進

目標

市民が環境教育、環境学習のあり方に満足していること

市民、事業者、行政がさまざまな場で協働を実践し、対等のパートナーとして継続的な関係を築いていること

基本的施策	指標	実績 (28年度)
環境教育・環境学習の推進	環境出前講座実施回数	29 回
協働の仕組みづくり	環境関連活動市民団体数	8 団体 (1 増 2 減)

会長：例えば太陽光発電の設置件数が 600 件を目標のところを、2,000 件を超えるということで非常に小城市でも設置導入が進んだということですね。維持管理が行われた森林面積についても目標が 140ha のところを、400ha を超えていますので非常に目標達成をしたという事になります。

委員：公共用水域河川の環境基準達成 100%達成しているとありますが、河川水は農業用水の基準を達成しているのでしょうか。

会長：環境基準は数値的にどうなっていますか。

事務局：測定地点ごとに上流ほどきれいな数値が設定されており、祇園川や六角川上流などの地点で環境基準が設定されています。

会長：水系ごとの設定があつて、それぞれの基準目標には達しているという事ですね。農業用水としてはどうなっていますか。

事務局：確認してお示ししたいと思います。

委員：水質に絡めてですが、測定地点を見ていると人が生活しているところから離れている箇所もあります。もっと生活に近い場所の方が大切だと思います。

会長：実際市民が目にするのは一番よく目にするのはそれこそ小さなクリークの水質であり、そのクリークが大きな河川にも入るので、小さなクリークの水質管理というのも重要でないかということですね。どうもありがとうございます。

森林面積について、維持管理の行われている森林面積が非常に増えているのですが、これは何か理由がありますか。

事務局：この数字は累積という事で記載させてもらっています。間伐が行われている造林が若干増えています。

会長：分かりました。街路樹の整備延長の件なんですけど、計画作成時の現状（1,091m）と変わっていないのですが、どうしてですか。

事務局：街路樹の整備延長距離を計画作成時から増加させることを目標としておりましたが作成時と変わらないという実績現状でございますが、目標の設定含めて確認いたします。

委員：汚水処理人口普及率についての質問ですが、計画作成時の平成18年度49.1%、平成29年度で76.4%というのは、76.4%普及したということですか。

事務局：この数値は下水道の利用率ではなく、下水道を使用できる人と下水道を将来的に利用でき、現在は浄化槽を使用している人と、それ以外で浄化槽を利用している人の割合です。

委員：実感としてそこまで普及していないように思うのですが。

事務局：汚水処理人口と公共下水道の普及率は違います。下水道の普及率とは下水道を使えるようになる人の割合で、汚水処理とは浄化槽までを含めた割合になります。

会長：ということは下水道に繋がられるけれど、まだ汲み取りのままという部分も含まれているわけですね。

事務局：下水道の普及率では50%程度になります。

委員：そのくらいの数値になると聞いていたので、76%という数値を見ると違和感を覚えました。

会長：下水道を繋がられるけれど汲み取りという箇所があるため、印象と数字に差があるのだと思います。

委員：ここまで家庭の話をしていたと思うのですが、事業所も排水をしていると思います。事業所の排水による影響はないのですか。

会長：食品工場等はここには含まれませんか。

事務局：入っていません。

会長：環境水の汚染の一番の原因は家庭からの排水です。工場からの排水はかなり厳しく管理されています。

汲み取りトイレでは生活雑排水がクリークに排水されますので、いかに減らすかということがクリークの浄化に直結しています。

ただ数値については汚水処理人口普及率が使われていますので、この数値では目標達成しているということです。他に質問がありますか。

委員：参考としてですが、街路樹整備延長計画が達成されていないという話で、街路樹を要望する際には落ち葉等の管理を地区で行うことが条件になっており、自分の地区では整備を見送ったことがあります。そういった部分も達成できていないことの原因としてあるのではと思います。

事務局：先ほどご指摘があったとおり、整備延長が達成できていない原因として管理の関係で要望があったということが挙げられると思います。

委員：街路樹の整備の対象はどうなっているのですか。

事務局：都市計画道路という道路の整備を対象としています。

委員：小城の山に桜が植樹されている箇所がありました。

委員：それは「小城と自然を育てる会」が許可を得て植樹しているもので、桜以外にも植樹しています。

委員：街路樹の整備の実績がないようになっていますが、市民の取組としてそのようなものもあると思います。

会長：都市計画道路の範囲にないというだけで市民の協力のもと行われているものもあるようなので、脚注等を入れていただけるとよろしいかなと思います。

委員：最後に小城市の特異な生態系自然として、牛津川に絶滅危惧種のツクシガモやクロツラヘラサギなどがおりまた大きなウナギやスズキなども見られます。ちょっとお知らせしておきたいなと思ってお時間をいただきました。

会長：例えば川のぼり体験のような県民市民対象のイベントの際、小城の生物についてPRをしていただきたいというご意見を承りました。

続きまして、第2次小城市一般廃棄物処理基本計画についての審議です。

第2次小城市一般廃棄物処理基本計画

事務局：第2次一般廃棄物処理基本計画の第3回環境審議会における指摘事項の修正及び第3章からの説明

お疲れ様です。第1章、第2章について前回の審議会でご指摘がありました箇所の修正についてご説明させていただきます。お手元にお配りの差し替え資料に付箋をつけた箇所が修正した箇所になります。まず、1ページ目の14行目と19行目ですが青でマーカーをつけております。

漢字で表記されておりました「又」をひらがなの「また」に修正しております。続きまして2ページ目なんですけれども「国県」の施策が分かりづらいというご指摘がございましたので表の左側に「国県」を追加しております。それと、右側の表の頭の方に「小城市」を追加をしました。続きまして、3ページの下のほうに図1-2計画期間と追記いたしております。続きまして第2章の1節7ページのまちづくりの目指す将来像についてですが引用元について一行目の方に「第2次総合計画において」の一文を追加しました。続きまして8ページの中段以降の「目指す将来像と基本目標」について、下のほうにも解説をしておりましたが分かりづらいとのご指摘がありましたので「総合計画作成時にあたり開催された まちづくり市民会議 に意見を参考に」を追記しました。

続きまして、9ページの総面積に関する説明文を文章の流れから下から3行目に移しました。続きまして10ページの気候についてですが、4行目に漢字で「絨毯」と記載されておりましたが、ひらがなの表記がわかりやすいとのご指摘がございましたので「じゅうたんに」に修正しました。続きまして11ページ3節の産業的特性の表についてですが、引用元が不明でしたので表の下に※印で「本表は、総務省公表数値より」の一文を追記しました。また、下のほうの朱書きで記載しておりますが表中の割合で記載しております箇所(5)(6)について分かりやすいように注釈を記載いたしました。

続きまして、12ページのグラフの色合いが見づらいとのご指摘がありましたので見やすく修正を致しております。最後に13ページの6行目の交通アクセスの江北芦刈線や有明海沿岸道路の一部開通について、前回ご指摘がありました箇所を追記いたしております。以上が前回ご指摘がありました箇所の修正となります。

引き続き第3章について前回説明いたしました概要説明ということで、15ペー

ジから 30 ページまでの概要説明です。第 3 章は 9 節で編成されております。1 節がごみ処理体制、2 節がごみ排出量の実績、3 節が収集運搬の状況、4 節が中間処理の状況、5 節が最終処分の状況、6 節が資源物回収の状況、7 節がごみ処理経費の状況、8 節がごみ処理における課題、9 節がごみ処理技術の動向を記載しております。15 ページが 1-1 ごみ処理人口、16 ページが 1-2 ごみ処理の流れ 1-3 がごみの分別区分と収集方法、17 ページは表 3-2 でごみの分別区分を、18 ページは 1-4 でごみステーション数等 1-5 でごみ袋の料金体系を記載しております。19 ページは中継センターへの直接搬入料金、また、20 ページはごみ排出量の実績推移について記載しております。また、21 ページは現在のごみの収集区域と収集運搬体制を記載しております。また 22 ページはもえるごみ等の施設の概要と最終処分の状況、もえないごみ（ワレモノ等）の埋め立て処分の数量を記載しております。また、23 ページは資源物の資源化率と資源物の回収量を記載しております。また、24 ページは集団回収という制度がございますので概要を記載しております。また、25 ページは集団回収の実績等を記載しております。26 ページはごみ処理経費を記載しております。27 ページは参考ということで、表番号を記載しておりますが資源物回収による収入を記載しております。また、中ほどには家庭用生ごみ機器購入補助制度について記載しております。また、不法投棄の件数を 27 ページの下のほうに記載しております。

28 ページに関しては、ごみ処理の現状と課題を記載しております。28 ページに関しては全国的なごみの焼却施設の現状を記載しております。30 ページは現状として最終的な処分体系を表や図で記載しております。それと、前回の審議会で指摘がありました表 3 以降について、表や図の番号が分かりにくかったというご指摘がございましたので分かりやすく表記をして修正した分を資料としてお配りしております。よろしくおねがいたします。

会長：ご説明ありがとうございました。そういう事で第 1 章と第 2 章につきましては、前回の審議内容の修正意見を反映して加筆修正をいただきました。第 3 章、ごみ処理の現状と課題について簡単に記載内容を説明していただきました。第 1 章と 2 章についてはよろしいでしょうか。はいよろしいですね。では 3 章の審議に入りたいと思います。今ざっとご説明いただいたんですが、ページを追って確認し、なにか意見、修正等がありましたらということで行きたいと思います。

15 ページの 1 節ごみ処理体制という事で本市の人口について、こういう動向がありますという事です。表 3-1 の数字で推移されています。よろしいですかね。平成 28 年度の数字を赤字で修正されています。16 ページごみ処理の流れという事で現在小城市での処理のフロー図が出ています。1-3 のごみの分別区分と収集

方法、これも各ご家庭に時々チラシが入ります。それとよく似た資料です。17 ページのごみの分別区分(平成 29 年度)という事でみなさんご存知と思います。これはこういう現状でやっていますという事です。18 ページ、ごみステーション数等という事で表 3-3 で記載しています。各町でのごみステーションの数です。1-5 は指定袋制という事で大中小の金額一覧です。表の数値の体裁的な事なんです。気がなる事がり、右詰めが多いです。大きな枠の中で右詰で見づらいという数字が端っこで、そこで 27 ページの下の表 3-18 をご覧ください。表 3-18 は、発生件数がありますがセンタリングしてます。この方が見やすいですので事務局にお願いなんです。表の中の数字をセンタリングしてください。ただし一桁の数字は揃えてください。単純なセンタリングした上で 1 の位の数字がちょうど揃うようにしていただければという事で全ての表についてお願いします。体裁上の問題ですがより見やすくなるかと思しますのでよろしくをお願いします。

18, 19 ページは資料データですのでよろしいですね。そして 20 ページ 2 節の平成 28 年度までのごみ排出量の実績表があります。図 3-3 ごみの排出量の実績グラフにしたものですね。よろしいかと思えます。21 ページ収集運搬の状況という事で体制についての一覧表が出ています。ここも平成 28 年度の一番新しい数字を赤字で修正して入れていただいています。22 ページ中間処理の状況という事で表 3-8 小城市廃棄物中継センターという事で名称と番地、処理能力等が表記されています。

5 節最終処分の状況という事で処理残渣量がこれだけであります。それから加筆した部分は、現在小城市多久市を構成団体とした、一部事務組合を設立しごみ処理体制の広域化を進め平成 32 年 4 月よりという文言を加筆していただいております。23 ページ 6 節資源物回収の状況という事で図 3-4 資源化率の推移という事で表はそれの数字ですね。すみません図 3-4 のですねグラフの線が途切れるかのように見えるんですが、これは線が細いんですかね。

事務局：縦軸の 16.6 のところに横線がダブってしまって、このグラフの線とですねメモリの線と重なってますので線が分かるように修正いたします。

会長：修正をお願いします。あと横軸の説明が細かすぎるので、もう少しラフでいいと思います。小さな変化を大きく見せるのに役立つんですが、小さく切り取りすぎかなと思います。もう少し修正をお願いします。24 ページ集団回収の状況という事で図 3-5 集団回収事業の流れ、表 3-11 は補助金額の記載です。25 ページは集団回収の登録実績という事で、婦人会や子どもクラブ等々の状況ですね。計では増えてその後維持という事ですね。表 3-13 は集団回収の収集量ですね、収集量としては全量としては増えてるんですね。

26 ページ 7 節ごみ処理経費の状況という事で、表 3-14 はごみ 1t 当たりの処理費用という事で、内訳があつて、ごみ 1t 当たりの処理費用というのが平成 28 年度実績で 54,120 円ですね。結構かかるわけですね。一人当たりだと 14,576 円。非常に大きな額です。ごみ減量、資源化が重要というのがこの数字からも分かりますね。図 3-6 ごみ 1t 当たりの処理経費をグラフ化したわけですね。これもちょっと先ほどと一緒に、縦軸が細かすぎます。もう少しラフにする事と、原点の 48,000 円をもう少し 30,000 くらいからやっていただいた方がいいかなと思います。ちょっとご検討ください。27 ページ資源回収による収入という事で平成 28 年が 9,492,000 円。年々減っているんですね。いろいろ回収品目の時価でしょうか。

事務局：28 年度までが金属の売却額が小城市の不燃物コンテナ分において減少気味でございます。29 年度からは売却の相手先を増やし札という形をとって、若干見積り単価が上がっております。29 年度についてはこちらの方にはありませんけど、今年度は 28 年度より大幅に増加し 26 年度の売却額まではいきませんが、1,000 万台、1,200 万くらいにはなると思います。

会長：どうもありがとうございました。入札で売却単価を上げていくのは非常にいい事ですね。7-2 その他補助金等という事で、家庭用生ごみ減量機器購入補助金という事で金額が書いてあります。表 3-17 実績が出ております。それから不法投棄、これは件数が少なくはなっている。この辺は非常にいいのかなと思います。

28 ページ第 8 節ごみ処理における現状と課題という事で減量化に関する課題、ここも修正部分が赤字で出されていますけど、資源化に関する課題ですね。全国平均が 20.4%と比較しちょっと低い。これは意外でした。

29 ページごみ処理の広域化に関する課題というので 3 行ほど記載があった後、9 節のごみ処理技術の動向これは全国的な動向という事で表 3-19 の表ですね、焼却施設のこういう方式が現在ありますという事ですね。表 3-20 については施設数。これは全国の施設数、ここもセンタリングしないと数字が見づらいですので修正をよろしくをお願いします。

そして 30 ページ最終処分技術の動向という事で、これも全国的な流れの説明ですよ？小城市ですかね？全国ですよ。図 3-7 最終処分の動向これは全国ですね。紛らわしいので全国のとか図 3-7 に加筆していただけますか？全国の最終処分場の動向なのか本市でこうなのか小城市でなのか分かりにくいのでお願いします。図 3-8 もそうですね。100 万 m³の規模ですから全国の最終処分場の残余という事ですね。残余年数が全国的には 20 年分、残余容量が 100 万 m³以上ですね。それと赤字で書いてあるところで「又」という記載は平仮名書きにしてください。

さい。また、全国の一般廃棄物のとこです、赤字で書いてあります、平仮名でお願いします。では、第3章つきましてはよろしいでしょうか？現状の主な統計的な数値等々でした。どうもありがとうございました。それでは第4章ごみ量の将来予測のところに進みたいと思います。事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局：では、第4章について説明をいたします。33ページからになります。構成としては1節から4節のつくりになっています。まず、1節なんですけれども計画目標年次ということで平成39年度と設定しております。これは、第2次小城市総合及び第2次環境基本計画との整合性を図っております。第2節に関しては第1次と同じ形で小城市の全区域ということで設定いたしております。それと第3節についてですが計画収集人口の予測について記載を致しております。平成28年度までが実績、平成29年度からが予測となっております。予測のベースとしては平成28年度に作成しました第2次小城市総合計画をベースに作成致しております。表と図で記載しております。続きまして34ページでございます、4節ですがこちらのほうは、ごみ排出量の予測ということでございます。4-1ではごみ量の予測方法についてでございます。図で記載しておりますが家庭系のごみとそれ以外の事業系とに分けた形になっております。これは毎年県のほうに報告いたします「実態調査」でも生活系、事業系とに分ける形になっております。その中で家庭系につきましては4-1の左のほうに記載しておりますが1人1日当たり何gの単位で記載しております。それに将来の人口予測をかけて予測する形となっております。また、右のほうについてですが事業系ごみということで1日当たり何トン出るかということの日量を予測の形になります。また、上の口の囲みが第4章についての関連で下の囲みについては、あとも出てきますが第5章について行政であったり事業者であったり市民であったり皆さんでごみ減量に協力協働した場合はこの位にごみ排出を減らせるのではないかとの数値を記載しております。それに関しては後で第5章の方でご説明いたします。続いて35ページなんです、28年度までの10年間の実績を記載しております。こちらはトレンド法ということで、のちほど次の章で時系列で予測した数値を元にごみ量の予測を致しますが過去十年では実績の変動が大きいので過去5年の数値を元に37ページ29年度以降のごみ量の予測を致します。

それで表4-2に生活系のごみ量ということで過去10年分を記載しております。表4-3は平成28年度の実績ということで左の方から可燃物・不燃物・資源物・集団回収と記載しております。合計が9,354トン/年となっております。続きまして36ページでございます。先ほどは生活系ごみについての説明になりましたがこちらは会社等の事業系ごみについての記載となっております。過去10年間の実績を記載しております。こちらに関しても過去5年間の数値を元に今後の予測をしているところで

ございます。こちらも生活系同様、平成 28 年度の実績を表 4-5 左から可燃物・不燃物・資源物・合計と記載しております。続きまして 37 ページでございます。先ほどまでの実績をもとに表 4-6 に目標年次の 39 年度までを日量何トンと算出しております。また、下のほうで、図 4-3 として日量予測をグラフで記載しているところがございます。以上が第 4 章としてごみ量の将来予測として記載しているところがございます。これで第 4 章の説明を終わらせていただきます。

会長:はいどうもありがとうございます。第 4 章はごみ量の将来予測というところですか。今ご説明いただいたように、要するに小城市の人口の将来の予測をまずたてて、ごみ量も変動が予測できるという事で非常に丹念に緻密にたてられてるという事です。ページを追って確認をしていきたいと思いますが、まず 33 ページの計画目標年次 39 年度ですね、計画処理区域は小城市の全区域、そして人口の予測という事で、これが表 4-1 に平成 28 年度までは実績で、その先は予測です。予測の根拠と言うのは何をもとにですか？これは表の 4-1 の脚注に住居基本台帳各年度で人口及び小城市総合計画人口予測よりという事で、小城市総合計画からきているという事ですけれど、端的に言うとうとういう事に基づいて予測してるんでしょう。もちろん小城市総合計画人口予測に記載があるかと思いますが、一応ここでなんか簡単にこういう根拠に基づいて予測してありますという文言がちょっとあるといいですけど。

事務局:こちらですね社会保障人口問題研究所のデータがベースで総合計画に人口予測されておりますので。

会長:これは小城市についてですか？

事務局:小城市です。

会長:小城市についてですね。

事務局:3 節の下の方の表には総合計画という形で記載をしておりますけれど、総合計画の元数値が何人からということを追記をした方がいい。

会長:つまりね、例えばこの文章で言うと、本計画では実態に即して推計されている平成 39 年度の人口をとありますが、実態に即して、何々に基づいてとか、何々により推計されてるというふうなご説明いただいたようなものを入れていただくといいかと思うんですが。要は何を根拠なのかということ。

事務局：総合計画の 11 ページの中に人口推移のコーホート要因というふうに書いてお
りますので、こちらの廃棄物の基本計画の中に追記する形でよろしいですか。

会長：そうですね。という事で平成 39 年度約 10 年後にはですね、現状から少し減りま
す。数千人減ります。予測ですね。これに基づいて、あと色々予測ができます。
33 ページはよろしいですね。34 ページはごみ排出量の予測で、予測方法につい
ての説明がなされています。図を使って出されています。そして 35 ページはご
み量予測ですが、まず表 4-2、4-3 は実績ですね。1 人当たりの生活系のごみの
実績が出ています。あるいは平成 28 年度の生活系ごみの内訳の実績が出ていま
す。こういうのが元データになってくると思います。

36 ページ事業系ごみについての実績ですね。そして 37 ページにごみ排出量の
将来予測のまとめという事で平成 39 年までですね、ごみ排出量将来予測が詳細
に出ています。図 4-3 がこれを受けたグラフですね。予測グラフとなります。こ
の図 4-3 なんですが、平成 28 年度までは実績ですので、28 年度 29 年度の間に点
線を縦に入れて、その点線の左側は実績、右側は予測というふうに文言を入れて
いただくと分かりやすいかなと思います。28 年までは実績で、29 年度以降は予
測です。よろしくをお願いします。

それでですね、ここで 4 章終わるんですが、一番重要なのは処理費用の予測だ
と思うんです。これについては扱ってないですよ。あとでできますか処理費
用予測？。つまり、ごみの排出量の将来予測をしたのは何の為かという、処理
費用を算出する為ですよ。その肝心の処理費用の予測と言うのがどこかに出
ているべきだと思うんですよ。これは一番重要で行政にも重要だし、市民にとっ
ても重要なことだと思います。先ほど実績が平成 28 年度で t 当たり 54,000 円とい
う数字出ています。t 当たり 54,000 円というのはごみの値段じゃない。有価物の
値段ですよ。だけどやはり、ごみを家庭から集めて収集運搬中間処理して最終処
分するまで持っていくとこれだけかかっているんですよ。これをいかに少なくす
るかというのはもちろん総量を少なくする努力の他に、やはり色々な経費を見直
していくのが必要かなと思いますが。それについても処理費用の予測、これは新
たな処理組合かですね発足して取り組んでいくということかと思いますが。

委員：35 年でしたかね多久と小城市との一部事務組合は？

事務局：32 年 4 月です。

会長：32 年です。ですから、この予測の後半からは新しい処理体制で取り組まれる事

になりますよね。そこで費用について、もちろん今の段階だと未確定な数字というのは大きいと思うんですけど、できるだけ出しておくべきではないでしょうか。どうですか？

事務局：今、会長の方からごみ処理費用のt当たりとか、どういった推移があるのかとかいう事なんですけど、ごみ処理経費という事で資料の前の方にいきますけど 26 ページの方ですね、ごみ処理経費の状況という事で平成 28 年度までの実績値でこちらの方を出しております。これには職員の人件費まで入っておりますので、人件費とかをですね差し引いたら当然単価が下がるとは思いますけど、ごみ処理関わる職員の経費まで含まれたところで算出をしております。実績値という事でいけば、年間どれだけ経費がかかって、どれくらいごみが出るという事での計算をこれに基づいてと言うところですが。このところですが、新設ということもありまして小城市だけでなく、小城市の管理組合とも絡んでくるものですから、こちらの方の計画とも一部事務組合の経費と言うのは出されておられません。そこについてはちょっとうちの方で調べさせてもらっていいでしょうか。どういった方法があるかですね。出来るか出来ないかというのは、今この場では答えの方控えさせていただきます。申し訳ございません。

会長：ということで是非事務局の方でご検討の方をお願いします。そうしましたら以上この第 4 章のところですが委員のみなさまいかがでしょうか。それではありがとうございました。第 5 章の方に進みたいと思います。第 5 章ごみ処理基本計画という事で事務局の方からお願いします。

事務局：つづきまして、第 5 章ということでこちらは、今後のごみ処理基本計画について、どれだけごみを減らせるかを目標にして記載をしています。39 ページですがこちらは 1 節で計画の基本方針について記載をしております。第 5 章については 1 節から 5 節までの構成となっております。39 ページ 1-1 で基本理念について記載をしております。こちらは、大量生産・大量消費・大量廃棄等の浪費型社会からリサイクルの循環型社会への移行について記載しております。また、中ほど 8 行目からは、将来像に向けた環境に関する目標「住みたい！と思う笑顔が集まるキレイなまち」ということで「安全・安心なまち」として循環型社会に向けたごみ処理体制の充実にむけ取り組んでおります。

また、第 3 章において小城市のごみ処理の現状について説明をいたしましたが、近年は横ばいであり循環型社会の形成には廃棄物の発生・排出の抑制を第一に市民・事業者・行政が連携し取り組んでいくことが重要だという旨を記載しております。こちらで追記しておりますところが朱書きで記載しておりますところです。ま

た、市民生活や事業実施に伴う経済活動は、その様々な側面において社会環境のみならず自然環境に負荷を与えています。このことを十分に認識し、ライフスタイルを見直し、環境への負荷が出来る限り低減される循環型社会への転換をする必要があり環境を考えて行動する意識づくりを推進しますというところまでを追記しています。

また、それ以降につきましては、第1次でも記載しておりましたが市民・事業者・行政が様々な取り組みを積極的に実行することで、発生するごみそのものを減量することが必要であると基本方針で掲げているところでございます。また40ページには1-2基本方針ということで4R運動の推進についてリデュース・リユース・リサイクル・リフューズを積極的に推進しながら処理量を減らしていきましょうということに記載しております。また、第1次からの継続ですが環境教育の充実ということで、特に出前講座において平成28年度は年30回程度実施し、各種団体（自治会、婦人会、老人クラブ、学校等）に出向いて環境教育を実施しております。また、それと同様に住民・事業者・行政の役割を明確化ということで記載をしております。行政だけではごみ減量化というのは進んでいくものではございませんので市民の意識、事業者の意識を総合的に意識付けして4R運動を進めていきたいと思っております。

それと、次に廃棄物の適正処理の推進ということで、広域処理の推進について現在計画といえますか実行されておりますが天山地区共同環境組合として小城市と多久市で一部事務組合を設立し事業を進めておるところでございます。今後は、現在唐津市にありますクリーンパーク佐賀で処分しています燃えるごみについて、平成32年4月より先ほど申し上げました一部事務組合へ処分が変更となりますので、平成31年度にもえるごみの処分等について実態がわかり次第改訂を行なう予定でございます。

次に3番目ですが、不法投棄の防止について住民・事業者・行政が一体となって「監視の強化」「指導の強化」「回収体制の充実」を行い不法投棄の減少に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、41ページでございますが、下のほうに図で記載しておりますが数値目標として平成39年度の1人1日当たりのごみ装排出量ということですが735g以下にしようということに記載いたしております。また、リサイクル率ですが現在が16.3%ですがごみ減量の啓発とか収集体制の充実とか、もう少しリサイクル率を向上させたいと考えております。57ページのほうに4章、5章の数値のベースとなる資料を記載しておるところでございます。41ページには、平成39年度には19%以上を目標ということに記載しております。

続きまして、42ページでございますが目標達成の考え方ということで表と図で1ページにまとめて記載しているところですが、ごみの発生抑制、資源化目標の達成の考え方を解説しているところがございます。表5-2は平成28年度の実績と今まで

のごみ量について現状のままでの予想数値が真ん中の列の数値で、右の数値が平成 39 年度排出抑制後ということでごみ減量化について 43 ページに記載しておりますが、ごみ減量化についてこういった施策を実施し、ごみの排出を減らす取組みを実施することでの数値を記載しております。図の単位としては日量排出のトンで平成 28 年度が 33.95 トンなんですけど、平成 39 年度排出抑制後は目標としましては 31.09 トン、日量当たり約 2.9 トン抑制をしたいと思い記載しております。その下の方なんですけど、図の 5-1 において資源物、可燃物、不燃物と色分けしてグラフを記載しているところがございます。図の右の方ですが、発生抑制、潜在発生量を減らすために「発生抑制」を推進するという旨を、真ん中の方は可燃・不燃物を抑制について、また、下のほうは資源物として①②として資源化の徹底ということでこちらの方に記載をしているところがございます。

また、42 ページの下の方なんですけど、表 5-3 ということで目標達成までのごみ量の推移ということで、上の表は目標年次の平成 39 年度を記載しておりましたけれども、その目標年次まで数値が徐々に少なくなっていくのを記載しておるところでございます。図 5-2 についてはその推移をグラフで示しているところですが、ピンクの線が上の表の発生抑制前で今後はブルーの線が発生抑制後の数値として行政・市民・事業者と協力して実施したいと考えているところがございます。

次の 43 ページ 3 節に入りますが基本方針に基づく主な施策ということで記載をしているところがございます。3-1 ごみ減量化・資源化に向けてということでありますが、先ほどから繰り返し申し上げているところがございますが行政における施策、住民における方策、次の 44 ページに記載していますが事業所における方策ということで 3 者一体となってこれからのごみ減量に取り組んでいこうということを記載しておりますが、1. 行政における施策ということで①②は 1 次の計画にも記載しておりましたが①として地域住民や事業者への教育、啓発活動の充実等はこちらの方で記載しているところです。あと、朱書きで記載しているところがございますけれども、現在エコ通信ということで市報の中で毎月お知らせをしていますけれども自分達も環境課の中にいますと、ごみの出し方については熟知しているつもりなんですけれども、市民の方からの例えばこんなごみや資源の出し方についてお問い合わせがよくありますので今後も市報等において啓発の充実を図っていきたいと思っております。また、③については食品ロスの削減ということですが、最近ですかね、食品廃棄物を不適切に処理していたことが新聞やテレビで報道もされたりしました。そういった食品のロス減らすために、行政から小売店・スーパー・飲食店にご協力をお願いし、第 2 次では食品ロス削減について追加をしているところがございます。また、⑤の中で朱書きのほうで一般廃棄物収集運搬業者情報の提供ということで記載をしているところがございます。また、⑦なんですけどレジ袋削減、マイバッグキャンペーンについて今も行なっておりますが今後とも継続していきたいと思ってお

ります。続いて 2. 住民における方策なのですが、市民に関しても出前講座、市報等で食品ロス削減について啓発をしていき市民の方にもご協力をお願いしております。

次の 44 ページになりますけれど 3. 事業所等における方策ということで、先ほどスーパーとか飲食店とか申しあげましたけれど食品ロス発生を抑制するために例えば具体的にいうと、お店によっては大盛りメニューとかありますが小盛りメニューの追加、また、賞味・消費期限が近いものについては、まだ食べられますよの表示があるステッカーとかの表示をして廃棄されることの無いような更なる表記の工夫をすることによって廃棄される食品の削減を、特に事業者については行政と協力をお願いして力を入れて生きたいと考えております。3-2 に関しては、1 次を継承して資源化計画ということで、①資源ごみの分別排出の徹底ということで、分別の習慣づけ、分別方法についての情報提供の充実、ゴミステーション等への排出時における指導の強化等について記載をしているところでございます。また、②③④で基本的にリサイクルできるものについては出来るだけごみではなくリサイクルしましょうということをお願いしているところでございます。

続きまして 45 ページは廃棄物の適正処理の推進に向けてということで、ごみ分別カレンダーに記載をしておりますが何をどこに捨てて良いのかとか、特に小城市は不燃物のコンテナがあり以前はコンテナに出してよかったもののなかで表 5-5 でも朱書きをされており、また市報の 10 月・11 月号発行にも記載をしておりましたが、乾電池とかライター類については 28 年度ごみ分別カレンダーに載せております。また、蛍光管とかは今実際われものコンテナに入れているケースが多いんですが、水銀が含まれている製品の取扱いについて今年度から適正にとのことになっており、体温計や血圧計については別途拠点回収ということになっておりますが、平成 30 年度からはゆめぷらっとや、あしぼるなどにも回収ボックスを設置する段取りをいたしております。収集箇所を増やし資源化になるよう朱書きをして変更しているところでございます。

次の、46 ページですが 45 ページの続きになりますが平成 30 年度版についてはごみの出し方等について詳しく記載しようと考えております。また、朱書きで記載している箇所につきましては 1 次の方から修正したいと考えております。

続きまして 47 ページですが、ごみの出し方、収集体制のありかたについて記載しております。ここは 1 次のほうと変更はありません。それと下のほうですが表 5-7 処理方針ということですが区分ごとに可燃物・不燃物・資源物・粗大ごみ・特別管理一般廃棄物の中間処理について記載をしております。ここも、1 次と変更はありません。

次に、48 ページですが不法投棄対策について記載をしております。こちらのほうですが不法投棄件数は第 3 章のほうに記載をしておりました。年々不法投棄の件数は減少しております。減少要因としましては、以前の審議会においてお話をしまし

たがカメラや路線パネルを設置している箇所がございますが、小城市不法投棄防止対策協議会ということで委員さんが市内から9名と民間を含め10名、その他警察・国・県も含め26年度から発足しております。その効果もあって県の補助金等を有効に使って啓発の路線パネルや監視カメラを市内随所に設置しているところでございます。そういったことが功を奏しているのかなと思っております。不法投棄の対策については協議会を設置している旨を朱書きの方で追加をしているところでございます。また、四角で囲んでおりますが監視体制の強化、排出者への啓発などを記載しております。啓発については、市の公用車等に不法投棄監視パトロールマグネットを貼っておりますが、一般廃棄物収集運搬許可業者の方にも収集運搬車の方に貼って下さいとお願いし啓発の協力をしてもらっているところでございます。

続きまして、3-5 収集運搬業の許可事務の執行についてですが、今、市内で発生する燃えるごみのゴミステーションの分については中継センターで収集をしているところでございますが、事業系等については行政の方でまかないきれないところでございますので23業者（し尿を含めて）に収集運搬の業の許可を付与しているところでございます。こちらに関しては基本的には人口の増加やごみの増加などの状況からして変更は行なわないですが、これもその都度社会情勢の変化などにより精査をしていく必要があると思われまますので、2次計画のほうでは朱書きで追記をしているところでございます。

49 ページに関しては、医療系廃棄物の処理についてということなんですが、基本的に注射器などはごみ袋に入れなくて下さいと明記をしているところでございます。あと収集する在宅医療廃棄物ですが、非鋭利なものということと感染しないもの、大量に血液が付着していないもの等は収集するというのを記載しております。それと、3-7の災害廃棄物についてということですが、災害が起きたときの対応について記載しております。災害廃棄物については、今大雨等を予測した災害廃棄物処理計画を作成しておりますが、昨今の大雨被害等の現状を踏まえて今見直しをしているところでございます。ごみ処理基本計画の中では、3-7 災害廃棄物ということで記載をしております。続きまして50ページから51ページまでですが、4節ということで4-1 住民の役割、事業者の役割、行政の役割ということで先ほどの方針・方策に加えて各々役割ということで詳しく記載をしております。朱書きの方で4-1 住民の役割に関しましては、食べ残しをしないという形でご協力をお願いします。実際もえるごみの量の中で1/3程度が生ごみなので、買い物をされたりする時は安いからといって過度に買い物をしないで、必要な分だけ買い物をお願いしますということでございます。4-2につきましては、事業者、先ほど23業者が一般廃棄物の許可業者ですが、朱書きで追記をしておりますが不法投棄などされておる現場を見かけたりされたら環境課のほうに通報をお願いしたいと思っております。今、郵便局のほうと不法投棄等あったら連絡して下さいとか、そういった提携もしているところでございます。

ます。次の 51 ページの上のほうなんですけれども、先ほどから繰り返し申し上げているところなんですけれども食べ残し等食品ロスを減らすよう朱書きで追記しているところがございます。4-3 行政の役割といたしましても、生ごみ等が多いので食品ロスの方を減らすかたちでできればと朱書きで記載しているところがございます。

長くなっておりますけれども、最後に 52 ページになります。5 節ですが 5-1 に協力体制ということでこういった形で住民、事業者、行政が協力した形でいきましょうということを記載しております。5-2 なんなんですけれども、計画の進行管理ということでいわゆる PDCA 方式で計画を立てて、実施をし、そして評価をしてその後こういったことをしたら改善されるのではないかという旨を進行管理ということでこういった形で記載をしているところです。これで、第 5 章のごみ処理基本計画について説明のほうを終わらせていただきます。

会長：ご説明ありがとうございました、第 5 章の説明です。後ろに資料が載っているという事ですね。これは全体の詳細な資料が数ページついてるんですね。それでは第 5 章ごみ処理基本計画ということで、第 5 章がまさにごみ処理基本計画という事で一番重要でコアになる部分です。説明いただきましたが前の方からページを追って確認しながら進んでいきたいと思えます。39 ページ計画の基本方針という事で基本理念ですがご説明いただいたとおりです。赤字のところに加筆修正をしたというところですね。一番最後に以上の事から本計画では以下を理念として掲げ、とあり、それが『循環型社会の形成にむけこれこれに努めます』とあります。これ重要なので大きいフォントで目立つように表現されたいかなと思います。さらに太字にした時に一目で分かるように、ごみ処理基本計画基本理念と見出しをつけていただくと、より分かりやすいかなと思いますので、太字表記と見出し部分でごみ処理基本計画と基本理念付け加えていただければと思います。よろしくをお願いします。

次に 40 ページ基本方針でその具体的な 3 つの柱についての説明があります。これはこれでよろしいかなと思います。特に 3R じゃなくて 4R ですね。リフューズ要するに将来ごみになるようなものは断るという点が。

41 ページなんですけど、ごみ処理の目標で表 5-1 で本計画の数値目標という事です。ここです。平成 39 年の数値目標で 735g という数字があるんですけど、これです。以前にご説明いただいた数字ですね、平成 17 年度の実績がですね 730g 数字目標が 730g で実績が平成 28 年が 743 なんです。42 ページにこの辺の事詳しく出てますが、そうするとね平成 29 年度の目標値 730g からもう後退してますよね。平成 28 年度の実績が 743g ですから、743g の 1% って 7g ですよ。743g から 7g ひいたら 736g。つまり 1% しか減らないという数字目標はちょっとどうなのかなと。なんか遠慮しすぎじゃないかなと思うんですね。この辺どうでしょうかね。それから実はもう 1 つ問題があり、42 ページを見るとまん中に図 5-1 でごみ量の目標数値というのがあつ

て平成 28 年度の実績が一人当たりだと 743 という事で内訳が資源物、可燃物、不燃物。これね資源物の割合を要するに不燃物、可燃物からよく分別をして資源物にまわしても、ごみの量としては資源物も入れてるとですね、ごみの総量としてなかなか減らないことになるんですよね。資源物も入れたごみとして考えると 1 人 1 日、平成 39 年でも 735g が妥当かなと多分数値が出てくるんです。ここはね、ごみの表現の問題というのにも関わってるので、やはり市民の方に分別してください、紙でも何でも資源ごみにすればいいですよ。ところが資源ごみも合わせてね、ごみだとすると表立った数字としては一人当たりの排出量とかの数字が低くは出ない。ここをもう少し検討していただいて、例えば 1 人当たりのごみ排出量を例えば、資源化ごみを除くとかですねというふうに脚注で説明した上で現状何 g で将来的には何 g にするというふうにした方が市民にも分かりやすいし、それから実際資源化する事で進めることで 1 人当たりのごみ量が減らせるんだという事になるともう少し目標数値は前向きな方になるのではないのでしょうか。その辺はですね、次回までにご検討をしていただければと思うんです。そうでないとですね、あまりにも志が低すぎます。実は低いんじゃないかと、ちゃんと分別をそれなりに進めますという表現を図 5-1 はしたほうがいいのではないのでしょうか。ご検討いただければと思います。いかがでしょうか。

事務局：分かりました。検討して会長がおっしゃられたとおり、不燃物、可燃物、資源物も含めて排出物のような表になっていますので不燃物、可燃物、別に資源物という形でですね、リサイクル率という数値も上げてますので、そういう形で出来るかどうかとも検討したいと思います。表としてそういった形の方がごみ減量に前向きという形になると思います。後ほどの、資料の 56、57 が今までの形で掲載してますので、燃えるごみとか、燃えないごみ、資源物等を記載しておりますので、この表は活かして、こちらの 42 ページに関してそもそもごみと資源物という形をですね修正した形で検討したいと思います。

会長：ではよろしく願いいたします。それとですね 41 ページのこの表 5-1 のところのリサイクル率と言うのがどういうふうに計算するのかよく分からないので、ここも※脚注でですねリサイクル率はこういう計算式で出しますという説明を加えていただくと、より分かりやすくなりますのでお願いします。43 ページ基本方針に基づく主な施策という事で、行政における方策、住民における方策、あと事業所ですね。特に事業所、食品ロスの抑制というのは国の施策でも強化されつつありますが、小城市でも重要な事だと思います。事業系のごみに直結する事ですのでご説明とおりでと思います。44 ページはいいですね。45 ページは廃棄物の適正処理の推進に向けてという事でごみの分別区分、従来通りの区分だと思います。これ水銀類というので、

水銀体温計っていまだに出るんですか？

事務局：数はですね減っていますが出ています。水銀類に関しては。庁舎、市民課の窓口が芦刈であったり小城であったりしますが各窓口に持ってきてくださいという周知はしております。

会長：血圧計、水銀血圧計って医者のところにはかないでしょ。

事務局：まれにですねご家庭から排出されてるんですよ。

会長：まれに？今電子血圧計ですもんね。分かりました。46 ページごみの排出方法（案）と収集回数という事で、これも従来通りの排出方法ですね。47 ページ処理方針ですね。これ一番下にですね最終処分計画という事で1行説明がありますが、1行だけですよね。これ最終処分というのはいわゆる小城多久の広域処理というのが今度かかるわけですよね。それについての説明を1、2行簡単に加えた方がよろしいんじゃないでしょうか。平成何年からこういう形で実施されますと予定ですと。1、2行くらい加筆をしていただければと思います。

そして48 ページ不法投棄対策ですね。先ほどの実績データの不法投棄が減ってきたということは喜ばしい事ですね。そういう協議会等の活動なんですけど、ここでですね、また、監視員による監視の強化についてという赤文字のとこなんですけど、又を平仮名書きにしてください。49 ページの医療系廃棄物の処理、これもいいですね。これ実際ご家庭で注射器まで使うケースがあるんですか。在宅医療で？ありませんか？ないですよ。そこまではないですよ。

委員：すい臓とかでは？

会長：それはご自分でインスリン注射を打たれるという場合ですよ。その場合の廃棄というのは医者に返してくださいだと思うんですよ。そういう事についての周知ですよ。そういう事で市民への周知を行いますという事でよろしいかと。具体的にはインスリンの自己注射とか一言入れたらいかがでしょうか。それ以外にまずないですよ。

委員：血糖値を測る様なものを薬局で販売されて、済んだら薬局に返してくださいと言われてましたけど。今は分かりませんが。

会長：インスリン自己注射ですね。そのくらい加筆していただきたいですね。

続いて災害廃棄物ですね。50 ページ役割分担と取組み。ここです。ね住民、事業者、行政とあるんですが、これね先ほどなんか資料ありましたね、43 ページ。ここではね行政、住民、事業者の順番になってましたから、これどっちかに統一しましょう。

事務局：43 ページのほうに合わせます。

会長：そういうふうに合わせて下さい。なんか作為があるのかと。まず住民がちゃんとして下さいみたいな。それでは合わせていただけるといいと思います。記載されてることは大丈夫かなと思います。よろしいでしょうか 51 ページまで。そして 52 ページ協力体制の確立と計画の進行管理という事でチェックシステム。継続的改善、時計方向にグルグル回ると。立てて実施して評価して改善して、これを繰り返しやりましょうと。そしてホームページ等で広く知らせますと。よろしいでしょうか。

資料については一応こういうものだという事で、詳細な資料があります 54、55、56、統計データですので 57、58 この辺は計算式の元になるものですね、こういうものを使って計算していた。よろしいでしょうか。さてそうしましたら 4 時になりました。では第 2 編の生活排水処理基本計画は次回回しという事でよろしいでしょうか。

委員：ちょっといいですか。説明聞いて住みやすい町に作る為には色々な計画だと思えますが、協力体制や、やっぱり僕は市民の役割、事業者の役割、行政の役割で住民の役割は当然だと思いますが、住民や事業者の皆さん方には規則に沿って優秀な取組みをされた場合には優良事例を作るとか、優良企業などと言って表彰するとかそういう計画はどんなものでしょうか。いろんな地方創生の優良事例とかしてありますもんね。住民とか事業者に協力と言うばかりでなくて、ありがたいという感じのものがあったらどうかなと思いますけど。

会長：大変いいご提案ありがとうございます。これは現状では表彰制度的なもの、例えば市民に対してとか事業者に対してとかございますでしょうか。

事務局：廃棄物関係です。ね、そういった事業所、市民向けですね表彰関係というのは現在規定がありません。

事務局：市政功労者表彰という中にですね表彰とかそういったのはございますけど。ごみ処理に関してのではなく市政全般にわたっての表彰しかありません。

委員：一言よか？ごみを減らせて言うやんね。ごみを減らせばどうなるとよかと？費用が

やすくなるの？簡単に言えば。どうなの。

事務局：ごみを減らすというか、社会全体が循環型社会推進化という事です。

委員：ごみの量が減れば当然経費も安くなるわけ？

事務局：当然経費は安くなります。

委員：そしたら 32 年度に多久に作るよね、あそこに費用がかかる。小城は 3 分の 2、多久は 3 分の 1 負担。40 億か 50 億か知らないけど。今までは唐津に運びよるわけでしょう。業者がいっぱいおるわけでしょう。その辺、例えば市の財政から言うと、結構費用高いですよ。それを環境課としては業者 23 業者とか。そういうのを安くさせる事は出来んとですか。なぜならば、なんでも同じだが、私が一番不審に思ったのは、何年か前に汲取り料を上げるという話があった。賛成でしょうか、反対でしょうか、私は反対で言いました。ところが、理由は 10 年以上据え置けるので上げますと。いつの間にか上げてあった。理由は何となく分かる。牛津あたりは下水道になってね、管理部門の多くなるので。小城はなんでかなと、いまだに何もしとらんわけよ。値上げした額面は小さいが、その企業にとっては大きな赤字の企業ではなかでしょう。ようするに衛生施設の 3 者なんか黒字ですよ。小城町なんかいい黒字。それにプラスして値上げすればまた黒字のあがるとですよ。そのあたり理解しているならばいいけど。ごみを減らすなら業者も選択し、沢山業者は衛生、環境関係いるから。汲み取り業者は 4 社いるんだから。テリトリー分けて小城と牛津、芦刈と合併してるんだら。4 社いるんでしょ、ヤマトとか多久とかも。そのあたりまとめて許可できないのか。今みたいに、許可したら、市民は大変ですよ、経費の事とか。ごみを減らすのは分かります。どれだけの経費がかかるのか唐津まで運ぶとから今度の多久に出すと、少なくなったら喜びますが。その経費関係を環境課の仕事としていかに抑えるかと、市民の負担にならないように。そこを検討して欲しい。ごみを減らすのも大事ですが、それ以上に財政面も検討して欲しい。

事務局：今ですね委員さんの方からごみ処理経費を下げては、という事でご質問かと思うんですが、おっしゃるとおり 32 年の 4 月から多久市の方で新しい施設の方でスタートするという事で。今、組合の方でですね事業者選定から運営費用とか建設費、入札の方が終わって額の方が確定しております。これから建設、20 年弱の運営期間という事でこれくらいの経費がかかりますよという試算が出ております。そういった中で先ほど言われましたように、今と比較してどうなんだというふうなところからいけばですね、事務局が計算してる分については、今の現状で運営費と合わせてや

った場合には新しい施設の方が安価に済みます。数字の方はですね、出てるところでございます。先ほど言われました 23 業者という事ですね、こちら許可業者という事で今、一般家庭については直営の、黄色いパッカー車で家庭ごみは収集をしております。ただ中継センターの方では、どうしても事業所のごみというのが収集できません。そういった市で出来ないところを民間の方に任せると。そこを許可制という事で誰でもかんでもというわけではないですけど、ある程度選考して 23 業者という事で許可しております。市長の許可を受けた 23 業者がですね、市内の事業所のごみをとって回るという事で。その料金についてはあくまでも民間事業者がされているというふうな事ですので、こちらの方で料金までは把握をしていないというような事でございますが、2 年に 1 回、許可の更新という事がございます。その中でごみ減量、例えば資源化を事業所の方に促すために、例えばごみ分別ボックスを設置してもらうとか、あと経費的な部分で事業者の方も安く済むように許可業者としての努力、事業所としてこういった事をすればもっと安価に済みますよという形でのアドバイス、そういったものもぜひやってくださいという事で 2 年に 1 回の更新についてはですね説明をしているという事でございますので、決してその経費を無視してごみの行政を毎日行っているというような事は決してないという事をご理解ください。

委員：会長ちょっといいですか。

会長：ちょっとお待ちください。やっぱり市民にとってはし尿の処理費用とかね、あるいはごみリサイクルにしてどれだけ市民の生活にプラスになるか、ちょっと見えない部分があると思うんです。そのへんは是非 PR して広報の部分かなと思うんですけど、特に今非常に関心が高いのは小城多久の新しいごみ収集処分の仕組みになった時に、実際どれくらい要するに処理費用というのがかかって、それは今までと比べて安くなるのか、安い場合、行政の福祉や厚生社等に市民サービスの為に使いますよというね、そのへんは是非 PR 方法をしていただきたいものと思います。それと関わるのが先ほど申し上げたように処理費用の将来予測というのは必要ではないかと思しますので、その点のご検討もお願いします。

委員：ただ今、A さんから意見があったように私も同感であります。特にですね事業者の変更は無しという事は良くない事だと思います。既得権を認めてやると逆にいえば他からは入れない。私は行政でやるべきではないと思います。しかし審査自体は詳しく厳しくやっていいけど、頭から取引業者は変えないという考え方は非常に私も一般市民の方からですね、し尿処理についても疑問があると問合せがあります。だから私は行政として業者を選ぶときは、既得権を認めるようなやり方、調べもせずに

業者任せで料金いくらかかるとか、そんなことやなくて既得権は認めるのはどうかと。何でも今は競争入札をさせていかに安くすることが住民サービスになるからですね。私は市民の代弁者として強く申し上げときたいと思います。

会長：それについては次回の生活排水処理基本計画と関係する事だと思いますので、次回の会議の時にですね。一応事務局では A 委員のご質問とかご意見について一応ご回答を次回の会議の時にでもご用意をしていただければと思います。今日のところは審議のテーマが違いますので次回検討をしたいと思います。それでは長時間にわたりましたが、大変有意義なご審議が出来たかと思います。委員の皆さまありがとうございました。環境課それから各局の職員の方々委員等参加いただきましてありがとうございました。その他というのは事務局なにかありますか。

事務局：その他についてですが、今日は第 5 章のところまでという事で審議という形になっております。次回ですね、3 章 4 章 5 章まで含めた修正点の報告と第 2 編の「生活排水処理基本計画」がございますので、こちらの方について年明けてですね、もう一回審議会を開催したいと思います。時期に関してはまだはっきりこちらの方で決めてはおりませんが、1 月の末か 2 月中旬に検討をしておりますので、もう一度審議が行われるというスケジュールの確認という事でよろしくをお願いします。

会長：スケジュールについては今委員の方がおられますので、いつ頃と言えますか。

事務局：今の段階で 1 月末からですね 2 月の予定ということで。資料の策定に時間も要しますので追って連絡をさせていただきたいと思います。

会長：どうもありがとうございました。

事務局：第 1 次環境基本計画の報告中ご質問がありました農業用水の基準についてですが、農林水産省から望ましい農業用水の指導ということで示されています。pH の基準を取ると環境基準と比べて農業用水の方が、若干基準が厳しい状況にあります。

委員：他の項目は違いがないのでしょうか。比較して記載していただけると分かりやすいのですが。

事務局：環境基準が示されているのは先ほど申した pH と BOD でこれは基準をクリアしてまします。SS については 100mg 以下となっており、これは環境基準の一番緩い基準と同一となっております。

会長：ありがとうございました。おおよそ環境基準を満たしており、水田を例にするとほぼ使用できるということでした。

水田の場合はSSの数値は高くてもよいとのことでした。

委員：芦刈町ではpHが8.5程度になることもあり、肥料や農薬の使用に影響が出ることもあります。下流の地区でもpHの目標値を7.5に設定して取り組みをしてください。

事務局：それでは長時間にわたり審議の方ありがとうございました。これで第4回目の環境審議会を終了します。